

令和4年3月

定例教育委員会議案

臼杵市教育委員会

令和4年3月定例教育委員会付議議案 目次

※報告第4号については、非公開につき削除

報告第4号	専決処分の承認を求めることについて----- 1 (教職員(小・中学校)の内申について)
報告第5号	専決処分の承認を求めることについて----- 2 (令和3年度補正予算(3月定例市議会)について)
報告第6号	専決処分の承認を求めることについて----- 3 (令和4年度当初予算(3月定例市議会)について)
第8号議案	臼杵市奨学資金に関する条例施行規則等の一部改正について----- 4
第9号議案	臼杵市教育委員会事務局職員の臨時的任用に関する規程の一部改正に ついて----- 6
第10号議案	臼杵市立学校職員の人事評価に係る苦情の取扱いに関する要綱等の一部改正に ついて----- 7
第11号議案	令和4年度臼杵市学校教育指導方針を定めることについて----- 9
第12号議案	令和4年度臼杵市社会教育基本方針を定めることについて----- 10
第13号議案	臼杵市社会教育指導員の委嘱について----- 11
第14号議案	臼杵市協育コーディネーターの委嘱について----- 13
第15号議案	臼杵市部落差別解消推進・社会人権教育指導員の委嘱について----- 15
第16号議案	「臼杵市総合公園運動施設」ネーミングライツ・パートナー選定委員会の 設置について----- 16
第17号議案	臼杵市スポーツ推進計画推進委員会委員の委嘱及び任命について----- 18
第18号議案	図書館条例施行規則の一部改正について----- 20

報告第5号

専決処分の承認を求めることについて

令和3年度予算を補正することについて議会の議決を必要し、下記のとおり専決処分をしたので、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第6号）第2条の規定に基づき報告し承認を求める。

令和4年3月30日提出

臼杵市教育委員会教育長 安 東 雅 幸

専決年月日 令和4年3月24日

専決処分内容 下記のとおり

記

令和3年度補正予算（3月定例会市議会）について

令和3年度補正予算（3月定例会市議会）（案）について、別紙のとおり提出する。

令和4年3月1日提出

臼杵市長 中 野 五 郎

理 由

教育委員会事務局における令和3年度補正予算を提出したため。

報告第6号

専決処分の承認を求めることについて

令和3年度予算を補正することについて議会の議決を必要し、下記のとおり専決処分をしたので、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第6号）第2条の規定に基づき報告し承認を求める。

令和4年3月30日提出

臼杵市教育委員会教育長 安 東 雅 幸

専決年月日 令和4年3月24日

専決処分内容 下記のとおり

記

令和4年度当初予算（3月定例会市議会）について

令和4年度当初予算（3月定例会市議会）（案）について、別紙のとおり提出する。

令和4年3月1日提出

臼杵市長 中 野 五 郎

理 由

教育委員会事務局における令和4年度当初予算を提出したため。

第8号議案

臼杵市奨学資金に関する条例施行規則等の一部改正について

臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第6号）第1条第1項第2号の規定に基づき議決を求める。

令和4年3月30日提出

臼杵市教育委員会教育長 安 東 雅 幸

臼杵市教育委員会規則第2号

臼杵市奨学資金に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

（臼杵市奨学資金に関する条例施行規則の一部改正）

第1条 臼杵市奨学資金に関する条例施行規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

様式第4号中

「
本人氏名 印 を
」

「
本人氏名 印 に
（自署又は記名押印）
」

「
保護者氏名 印 を
」

「
保護者氏名 印 に改める。

(自署又は記名押印)

」

(臼杵市立視聴覚ライブラリー条例施行規則の一部改正)

第2条 臼杵市立視聴覚ライブラリー条例施行規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中

「

代表者氏名 印 を

」

「

代表者氏名 印
(自署又は記名押印) に改める。

」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

理 由

市民等が行政手続きを行う際の利便向上、業務の効率化に向けた各種の申請書や届出書等における押印規制の廃止を推進するため。

第9号議案

臼杵市教育委員会事務局職員の臨時的任用に関する規程の一部改正について

臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第6号）第1条第1項第2号の規定に基づき議決を求める。

令和4年3月30日提出

臼杵市教育委員会教育長 安 東 雅 幸

臼杵市教育委員会訓令第1号

臼杵市教育委員会事務局職員の臨時的任用に関する規程の一部を改正する訓令

臼杵市教育委員会事務局職員の臨時的任用に関する規程（平成17年臼杵市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第5条中「署名押印」を「自署又は記名押印」に改める。

様式第2号中

「
氏名 印 を
」
「
氏名 印
（自署又は記名押印） に改める。
」

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

理 由

市民等が行政手続きを行う際の利便向上、業務の効率化に向けた各種の申請書や届出書等における押印規制の廃止を推進するため。

第10号議案

臼杵市立学校職員の人事評価に係る苦情の取扱いに関する要綱等の一部改正について

臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第6号）第1条第1項第16号の規定に基づき議決を求める。

令和4年3月30日提出

臼杵市教育委員会教育長 安 東 雅 幸

臼杵市教育委員会告示第3号

臼杵市立学校職員の人事評価に係る苦情の取扱いに関する要綱等の一部を改正する告示

（臼杵市立学校職員の人事評価に係る苦情の取扱いに関する要綱の一部改正）

第1条 臼杵市立学校職員の人事評価に係る苦情の取扱いに関する要綱（平成22年臼杵市教育委員会告示第10号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「

氏名 印 を

」

「

氏名 印 に改める。

（自署又は記名押印）

」

（臼杵市同和対策進学奨励金交付要綱の一部改正）

第2条 臼杵市同和対策進学奨励金交付要綱（平成17年臼杵市教育委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「

氏名 印 を
」
「
氏名 印 に改める。
(自署又は記名押印)
」

附 則
この告示は、公示の日から施行する。

理 由
市民等が行政手続きを行う際の利便向上、業務の効率化に向けた各種の申請書や
届出書等における押印規制の廃止を推進するため。

第 1 1 号議案

令和 4 年度臼杵市学校教育指導方針を定めることについて

令和 4 年度学校教育基本方針を定めることについて、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成 1 7 年教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 1 項第 1 号の規定に基づき議決を求める。

令和 4 年 3 月 3 0 日提出

臼杵市教育委員会教育長 安 東 雅 幸

理 由

令和 4 年度臼杵市学校教育指導方針を定める必要があるため。

第 1 2 号議案

令和 4 年度臼杵市社会教育基本方針を定めることについて

令和 4 年度社会教育基本方針を定めることについて、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成 1 7 年教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 1 項第 1 号の規定に基づき議決を求める。

令和 4 年 3 月 3 0 日提出

臼杵市教育委員会教育長 安 東 雅 幸

理 由

令和 4 年度臼杵市社会教育基本方針を定める必要があるため

第 13 号議案

臼杵市社会教育指導員の委嘱について

臼杵市社会教育指導員を委嘱することについて、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成 17 年教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 1 項第 16 号の規定に基づき議決を求める。

令和 4 年 3 月 30 日提出

臼杵市教育委員会教育長 安 東 雅 幸

臼杵市社会教育指導員規則（平成 21 年教育委員会規則第 9 号）第 3 条の規定に基づき、下記の者に委嘱する。

記

	氏 名	住 所	所 属	備 考
1	なかもり 中森 よしお 吉男	臼杵市	高齢者・女性団体担当	継続
2	こばやし 小林 かずひこ 一彦	臼杵市	高齢者・女性団体担当	継続
3	かわの 河野 あさみ 麻美	臼杵市	読書活動担当	継続
4	や の 矢野 としゆき 俊幸	臼杵市	高齢者担当	新規
5	くどう 工藤 しのぶ 忍	臼杵市	家庭教育担当	継続
6	やまだ 山田 こうせい 晃正	臼杵市	総括・青少年担当	継続
7	あんどう 安東 りつこ 律子	臼杵市	家庭教育担当	継続

任期：令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日

理 由

臼杵市社会教育指導員の任期満了に伴い、新規に委嘱する必要があるため。

第 1 4 号議案

臼杵市協育コーディネーターの委嘱について

臼杵市協育コーディネーターを委嘱することについて、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成 1 7 年教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 1 項第 1 6 号の規定に基づき議決を求める。

令和 4 年 3 月 3 0 日提出

臼杵市教育委員会教育長 安 東 雅 幸

臼杵市協育コーディネーター設置規則（平成 2 9 年教育委員会規則第 1 号）第 3 条の規定に基づき、下記の者に委嘱する。

記

	氏 名	住 所	所 属	備 考
1	なかもり よしお 中森 吉男	臼杵市	学校支援（北ブロック）	再任
2	こばやし かずひこ 小林 一彦	臼杵市	学校支援（西ブロック）	再任
3	かわの あさみ 河野 麻美	臼杵市	学校支援（学校図書館）	再任
4	や の としゆき 矢野 俊幸	臼杵市	学校支援（野津ブロック）	新任
5	くどう しのぶ 工藤 忍	臼杵市	家庭教育支援（幼保小中など）	再任
6	やない しんいち 柳井 信一	臼杵市	学校支援（南ブロック）	再任
7	やまだ こうせい 山田 晃世	臼杵市	学校支援（東ブロック）	再任
8	あんどう りつこ 安東 律子	臼杵市	家庭教育支援（幼保小中など）	再任

任期：令和４年４月１日～令和５年３月３１日

理 由

臼杵市協育コーディネーターの任期満了に伴い、新規に委嘱する必要があるため。

第 15 号議案

臼杵市部落差別解消推進・社会人権教育指導員の委嘱 について

臼杵市部落差別解消推進・社会人権教育指導員を委嘱することについて、
臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成 17 年教育委員会規則第 6 号）
第 1 条第 1 項第 16 号の規定に基づき議決を求める。

令和 4 年 3 月 30 日提出

臼杵市教育委員会教育長 安 東 雅 幸

臼杵市部落差別解消推進・社会人権教育指導員設置規則（平成 22 年教育委員会規則第 12 号）第 3 条の規定に基づき、下記の者に委嘱する。

記

	氏 名	住 所	所 属	備 考
1	やない しんいち 柳井 信一	臼杵市	人権担当	継続

任期：令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日

理 由

臼杵市部落差別解消推進・社会人権教育指導員の任期満了に伴い、新規に委嘱する必要があるため。

第16号議案

「臼杵市総合公園運動施設」ネーミングライツ・パートナー 選定委員会の設置について

臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第6号）第1条
第1項第16号の規定に基づき議決を求める。

令和4年3月30日提出

臼杵市教育委員会教育長 安 東 雅 幸

臼杵市教育委員会告示第4号

「臼杵市総合公園運動施設」ネーミングライツ・パートナー 選定委員会設置要綱

（設置）

第1条 臼杵市総合公園運動施設（臼杵市民球場、多目的グラウンド、テニスコート）ネーミングライツ・パートナーの優先交渉権者の公平かつ適正な選定を行うため、臼杵市総合公園運動施設ネーミングライツ・パートナー選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- （1） 応募内容の審査及び評価に関する事務
- （2） ネーミングライツ・パートナーの優先交渉権者の選定に関する事務

2 前項第1号に定める審査の内容及び方法は、別紙1に定めるとおりとする。

（組織）

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が参画依頼し、又は任命する。

- （1） 学識経験者
- （2） 行政職員

3 委員長は、委員のうちから互選で決定する。

4 委員長は、委員会の会務を総括する。

(任期)

第4条 委員の任期は、参画依頼又は任命の日から優先交渉権者の選定終了までの期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。ただし、第3条第3項に定める委員長の互選がなされるまでは、市長が招集することができる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開催することができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、第2条第1号に定める審査に関して、必要があると認めるときは、委員会に、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委員の責務)

第6条 委員は、公平、公正かつ誠実に審査を行わなければならない。

2 委員は、審査等の過程において知り得た情報を公開してはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(結果の公表)

第7条 委員会における審査結果は、市長がパートナー及び名称を決定した後に公表する。

(庶務)

第8条 委員会の事務局は、教育委員会社会教育課内に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

理 由

民間の資金を活用して社会体育施設におけるより一層の施設利用者へのサービス向上を図るため、臼杵市総合公園運動施設のネーミングライツ（命名権）を取得するパートナーを募集し、その応募した者（企業）を選定するため。

第 17 号議案

臼杵市スポーツ推進計画推進委員会委員の委嘱及び任命 について

臼杵市スポーツ推進計画推進委員を委嘱及び任命することについて、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成 17 年教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 1 項第 13 号の規定に基づき議決を求める。

令和 4 年 3 月 30 日提出

臼杵市教育委員会教育長 安 東 雅 幸

臼杵市スポーツ推進計画推進委員会設置要綱（平成 28 年教育委員会告示第 2 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき臼杵市スポーツ推進計画推進委員会委員を委嘱及び任命する。

記

	氏 名	住 所	所 属	備 考
1	よしだ ふみお 吉田 史郎	臼杵市	臼杵市スポーツ協会	臼杵市スポーツ協会会長 （再任）
2	おぎき やすし 尾崎 康	臼杵市	臼杵市スポーツ推進委員協議会	臼杵市スポーツ推進委員協議会会長（再任）
3	ひえだ かついち 稗田 勝一	臼杵市	臼杵市スポーツ協会水泳連盟	臼杵市スポーツ協会競技部代表（再任）
4	みしま ひろふみ 三嶋 寛文	臼杵市	第 11 地区スポーツ協会	臼杵市スポーツ協会支部代表（再任）
5	かわの ちようじん 川野 長仁	臼杵市	第 17 地区スポーツ協会、臼杵市スポーツ少年団本部	臼杵市スポーツ協会支部代表、臼杵市スポーツ少年団副本部長（再任）

6	かめい しんや 亀井 真也	大分市	臼杵市中学校体育 連盟	小中学校代表
7	すぎの ひとし 杉野 等	臼杵市	臼杵市保険健康課	保険健康課政策監
8	やました みか 山下 美香	臼杵市	臼杵市スポーツ推 進委員協議会	保護者代表（新任）

任期：令和４年４月１日～令和６年３月３１日

理 由

スポーツ基本法（平成２３年法律第７８号）第２条の基本理念に則り、同法第１０条第１項の定めにより、臼杵市スポーツ推進計画（以下「推進計画」という。）に基づきスポーツの推進と推進計画の進行管理を行い、臼杵市スポーツ推進計画推進委員会委員を委嘱するため。

第 18 号議案

白杵市立白杵図書館条例施行規則の一部改正について

白杵市教育長に対する事務委任規則（平成 17 年教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 1 項第 2 号の規定に基づき議決を求める。

令和 4 年 3 月 30 日

白杵市教育委員会教育長 安 東 雅 幸

白杵市教育委員会規則第 3 号

白杵市立白杵図書館条例施行規則の一部を改正する規則

白杵市立図書館条例施行規則（平成 17 年白杵市教育委員会規則第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「図書利用カード交付申込書」を「図書利用カード登録申込書（登録者カード）」に改める。

第 7 条第 2 項中「図書利用カード紛失・汚損等諸変更届」を「図書利用カード紛失等諸変更届」に改める。

様式第 1 号を次のように改める。

様式第 1 号（第 6 条関係） [別紙]

様式第 3 号を次のように改める。

様式第 3 号（第 7 条関係） [別紙]

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

申請時における記入欄、確認欄等の様式の見直しを行う必要があるため。

様式第 1 号(第 6 条関係)

図書利用カード登録申込書(登録者カード) 申込年月日： 年 月 日

ふりがな			生 年 月 日
氏 名			年 月 日生
住 所	〒		連絡先① () ー
			連絡先② () ー
	※市内の方は、郵便番号・大字名・番地を必ず記入してください。		
	ふりがな		
	保護者名		
帰省先・ 連絡先等			

※ 申請者が中学生以下の場合は保護者名を記入してください。

.....図書館記入欄.....

確認欄	免許証・保険証・その他 ()						
利用者番号							

処理日	受付
/	

様式第 3 号(第 7 条関係)

図書利用カード紛失等諸変更届

届出年月日： 年 月 日

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		年 月 日生
届出理由	該当する項目に○をしてください。 紛失 ・ 届出内容の変更 ・ その他 ()	
	※届出内容の変更に○をした方のみ、ご記入願います。 (変更後)	
	(変更前)	
備 考		

～図書館記入欄～

届出時 利用者番号								届出時	/	/	処理年月日	/	/
再発行 利用者番号								受付			受 付		
初回登録日	/ /							確認欄 1	免・保・他 ()		確認欄 2	免・保・他 ()	